

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人浜松医科大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・国立大学法人浜松医科大学役員給与規程により、勤勉手当については、学長が国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及びその者の職務実績、貢献度等を総合的に判断し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

・浜松医科大学は、優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成、独創的研究並びに新しい医療技術の開発の推進、患者第一主義の診療を實踐して地域医療の中核的役割を果たすことにより人類の健康と福祉に貢献することを使命としている。第2期中期目標期間においては、医学及び看護学の進歩に対応する能動的学習能力、問題探究・問題解決能力、そして、幅広い教養に基づく豊かな人間性と確固たる倫理観、国際性を育み、地域社会に貢献できる医師・看護専門職を養成することを目標としている。

この目標達成に向けて学長のリーダーシップの下、PBL(課題解決型学習)双方向ビジュアルコミュニケーションシステムにより、5年次生がチューターとして3、4年次生を指導する「屋根瓦方式」を導入するなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいる。

そうした中で、浜松医科大学の学長は、職員数1,271名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

浜松医科大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものととしている。

また、他の医科系単科大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠し、国家公務員の指定職本給表を参考に、H24年8月1日よりH26年3月31日まで本給に関連する給与支給額及び期末手当勤勉手当相当分を9.77%減じた。
理事	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠し、国家公務員の指定職本給表を参考に、H24年8月1日よりH26年3月31日まで本給に関連する給与支給額及び期末手当勤勉手当相当分を9.77%減じた。
理事(非常勤)	改定なし
監事	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠し、国家公務員の指定職本給表を参考に、H24年8月1日よりH26年3月31日まで本給に関連する給与支給額及び期末手当勤勉手当相当分を9.77%減じた。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,812	千円 10,654	千円 3,760	千円 78 (通勤手当) 319 (地域手当)			
A理事	千円 11,668	千円 8,402	千円 2,965	千円 49 (通勤手当) 252 (地域手当)			
B理事	千円 11,643	千円 8,402	千円 2,965	千円 24 (通勤手当) 252 (地域手当)			
C理事	千円 11,967	千円 8,402	千円 2,965	千円 348 (単身赴任手当) 252 (地域手当)		3月31日	
D理事 (非常勤)	千円 2,520	千円 2,520	千円 0	千円 0 ()			
A監事	千円 11,668	千円 8,402	千円 2,965	千円 49 (通勤手当) 252 (地域手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 2,520	千円 2,520	千円 0	千円 0 ()			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「地域手当」とは、民間の賃金・物価が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
A理事	千円	年 月			該当なし	
B理事	千円	年 月			該当なし	
C理事	千円	年 月			該当なし	
D理事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
A監事	千円	年 月			該当なし	
B監事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費管理は、中期目標期間中の人件費予算の展開を踏まえ、中長期的な観点に立ち、適切な管理を行うこととし、総人件費改革における人件費削減についても組織の再編等による業務の合理化・効率化を推進し、適切な人件費管理を図るものとする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金の措置されていることや政府決定を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、給与決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績の給与への反映については、評価制度や勤務の実態に即した方法(勤務箇所での調査に基づいた優秀者の推薦)等により、実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好以上でかつ、昇格の基準に達した者は、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額 (昇給)	一定期間を良好以上の成績で勤務した場合に4号給～8号給の範囲内で昇給させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

○特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

1) 平成25年4月1日

平成25年4月1日において31～38歳の職員のうち、平成19年1月1日から平成21年1月1日において昇給した職員について、1号俸上の号俸とした。

2) 平成24年8月1日～平成26年3月31日

(1) 本給表関連の措置内容: 本給月額を級に応じて4.77%～9.77%減じた。

① 9.77%・・・一般職(一)7級以上、教育職5級、指定職本給表、年俸制本給表(特任教授)

② 7.77%・・・一般職(一)3級～6級、一般職(二)4級以上、教育職3級～4級、
年俸制本給表(特任講師及び特任准教授)

③ 4.77%・・・教育職2級以下、年俸制本給表(特任助教及び診療助教)

(2) 地域手当の措置内容: 本給表関連の措置と同内容

(3) 管理職手当(俸給の特別調整額相当)の措置内容: 10%減じた

(4) 期末手当及び勤勉手当の措置内容: 支給額を9.77%減じた。

(年俸制本給表を除く(1)の①～③の職員)

(5) 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び時間単価の算出についても、本給表関連の措置に準じて措置を講じた。

・国と異なる措置の概要: 一般職(一)2級以下、一般職(二)3級以下、医療職(一)及び医療職(二)は特例法に基づく措置から除外した。

・役員については、I-1-②を参照

○平成26年1月1日から55歳を超える職員の昇給について、極めて又は特に良好である職員を除き昇給停止とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			うち所定内		うち賞与	
			千円	千円		千円
常勤職員	889	41.5	5,449	4,123	41	1,326
事務・技術	145	46.5	5,116	3,864	58	1,252
教育職種 (大学教員)	234	48.1	7,355	5,583	43	1,772
教育職種 (外国人教師等)	1					
技能・労務職種	16	54.9	5,162	3,903	72	1,259
医療職種 (病院看護師)	387	35.8	4,603	3,477	34	1,126
医療職種 (病院医療技術職員)	106	38.5	4,798	3,625	35	1,173

常勤職員(年俸制)	56	41.7	6,254	4,804	81	1,450
教育職種 (大学教員)	56	41.7	6,254	4,804	81	1,450

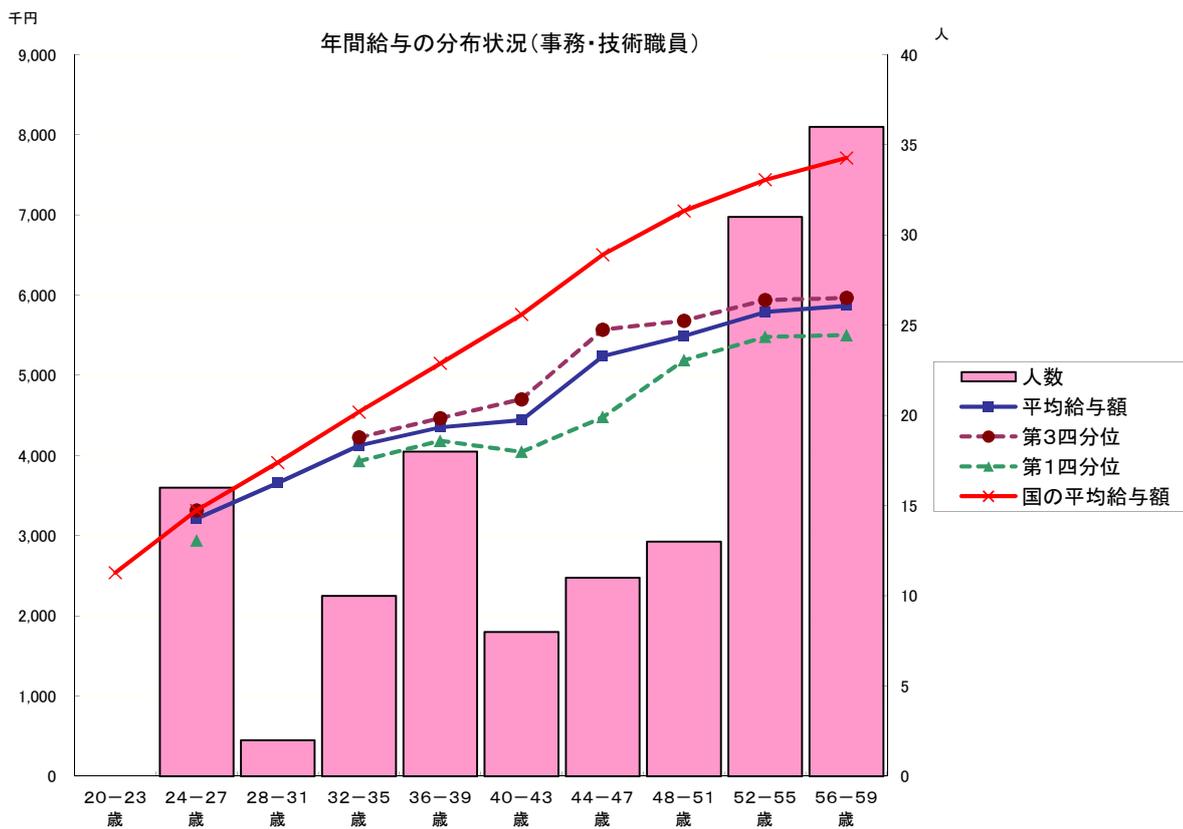
非常勤職員	43	41.2	3,725	2,811	47	914
事務・技術	7	41.2	2,984	2,265	51	719
教育職種 (大学教員)	2					
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院看護師)	12	45.8	4,318	3,213	46	1,105
医療職種 (病院医療技術職員)	21	37	3,460	2,632	49	828

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員区分の外国人教師等、非常勤職員区分の大学教員及び技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下については記載していない。

注3: 技能・労務職員とは国の行政職(二)にあたり、本学においては調理師、看護助手等の職務にあたる。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



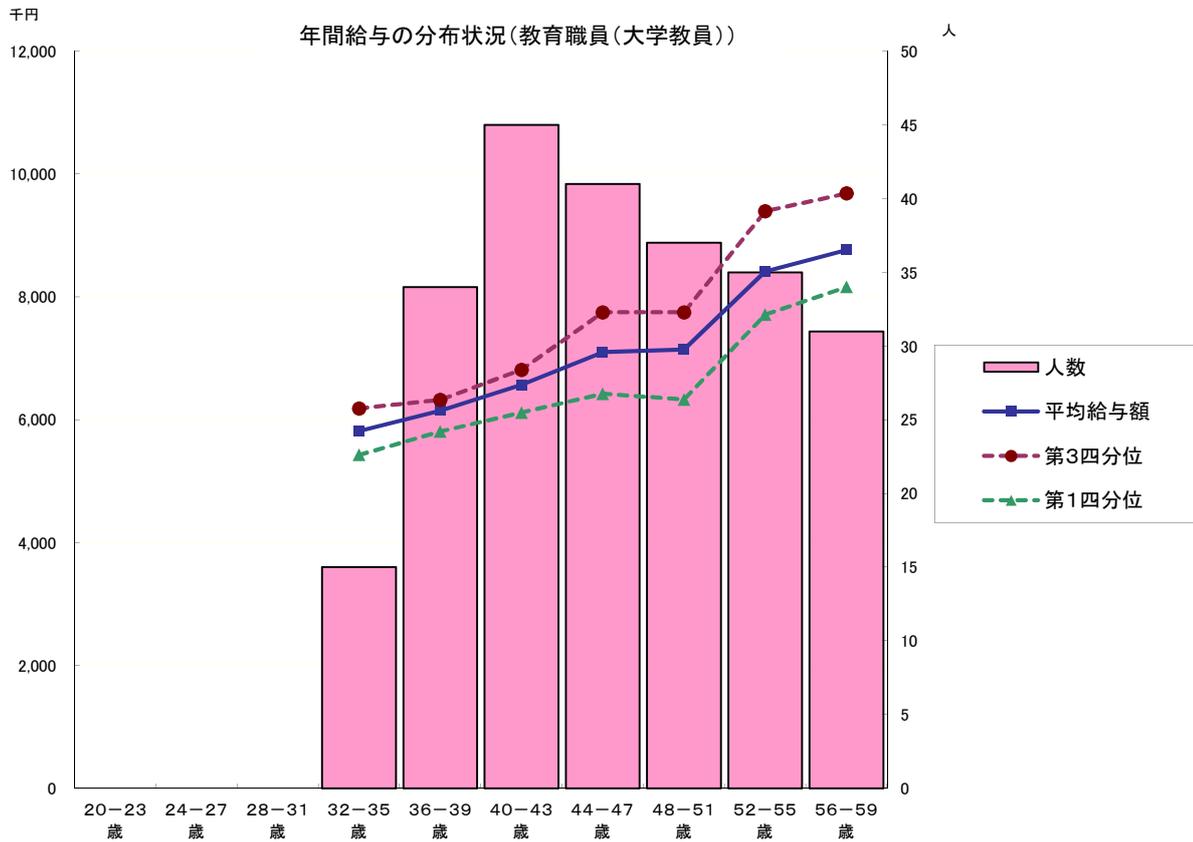
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢28～31歳の該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3四分位は記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
		歳	千円	千円	千円
次長(部長)	2	-	-	-	-
課長	8	54.4	5,939	6,773	7,182
課長補佐	18	55.2	5,659	5,837	6,013
係長	67	51.3	5,185	5,335	5,697
主任	23	41.6	4,183	4,539	4,941
係員	27	29.8	3,060	3,537	4,030

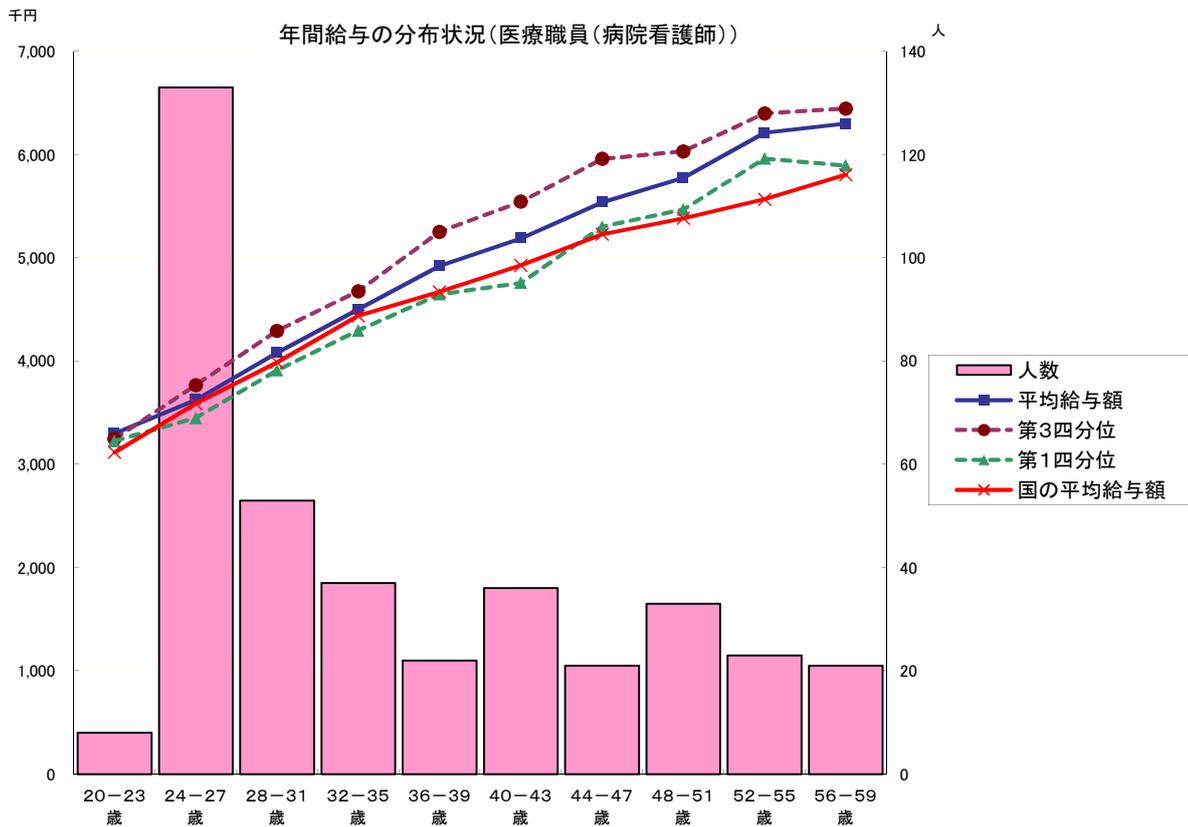
注1:事務・技術職員の次長については、該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円
教授	61	55.8	8,539	9,711
准教授	44	50.5	7,502	8,196
講師	39	47.4	6,970	7,703
助教	111	42.9	5,428	6,353
教務職員	3	45.5	-	-

注1:教育職員(大学教員)の教務職員については、該当事が3名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位の事項については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	56.8	-	-	6,737	-	-
看護師長	26	51.7	6,222	6,222	6,281	6,520	6,520
副看護師長	59	45.9	5,303	5,303	5,669	6,032	6,032
看護師	296	32.1	3,613	3,613	4,171	4,600	4,600
准看護師	2	-	-	-	-	-	-

注1:医療職員(病院看護師)の看護部長及び准看護師については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。

注2:医療職員(病院看護師)の副看護部長については、該当者が3名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位の事項については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般係員 技術職員	一般係員 技術職員	主任 係長 専門職員 技術専門職員	係長 専門職員 技術専門職員 課長補佐	課長補佐 課長 技術専門員	課長
人員 (割合)	145 人	14 人 (9.7%)	19 人 (13.1%)	82 人 (56.6%)	15 人 (10.3%)	10 人 (6.9%)	4 人 (2.8%)
年齢(最高 ～最低)		32～24 歳	44～27 歳	59～35 歳	57～49 歳	59～54 歳	59～47 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,111～ 2,213 千円	3,324～ 2,494 千円	4,659～ 2,824 千円	4,514～ 4,091 千円	5,502～ 4,225 千円	6,049～ 5,229 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		4,030～ 2,923 千円	4,397～ 3,296 千円	6,080～ 3,787 千円	6,022～ 5,479 千円	7,182～ 5,734 千円	8,230～ 6,861 千円

区分	計	7級
標準的な職位		次長
人員 (割合)	1 人 (0.7%)	
年齢(最高 ～最低)		～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円

注1:事務・技術職員の7級については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員)年俸制以外)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	234 人	3 人 (1.3%)	98 人 (41.9%)	37 人 (15.8%)	39 人 (16.7%)	57 人 (24.4%)
年齢(最高 ～最低)		47～41 歳	64～33 歳	63～38 歳	62～37 歳	64～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,897～ 3,618 千円	5,508～ 3,627 千円	6,381～ 4,580 千円	6,676～ 4,457 千円	8,195～ 5,391 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,041～ 4,749 千円	7,082～ 4,791 千円	8,258～ 6,185 千円	8,895～ 6,004 千円	11,163～ 7,237 千円

(教育職員(大学教員)年俸制)

区分	計	1級	2級
標準的な職位		助教～教授	助教～教授
人員(割合)	24人	7人 (29.2%)	17人 (70.8%)
年齢(最高～最低)		57～37歳	63～35歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,941～4,326千円	7,581～4,559千円
年間給与額(最高～最低)		7,850～5,642千円	10,016～5,809千円

注1:教育職員(大学教員)年俸制の1級及び2級については、標準的な職員が混在している。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員(割合)	387人	2人 (0.5%)	296人 (76.5%)	59人 (15.2%)	26人 (6.7%)	3人 (0.8%)	1人 (0.3%)
年齢(最高～最低)		～歳	58～23歳	59～31歳	58～41歳	58～55歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,502～2,442千円	4,783～3,219千円	4,957～3,994千円	4,946～4,892千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,072～3,227千円	6,436～4,346千円	6,687～5,419千円	6,753～6,722千円	～千円

注1:医療職員(病院看護師)の6級及び1級については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.0%	64.5%	62.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.0%	35.5%	37.2%
	最高～最低	48.6～32.9%	41.8～30.8%	45.2～33.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8%	67.4%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2%	32.6%	33.8%
	最高～最低	39.8～31.9%	37.8～29.4%	38.4～30.6%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.7	% 62.6	% 61.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.3	% 37.4	% 38.8
	最高～最低	% 48.2～36.9	% 44.8～34.3	% 46.5～35.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.5	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.5	% 33.7
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.8～29.6	% 39.1～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 40.5～32.2	% 37.8～30.2	% 39.1～31.4

注1: 医療職員(病院看護師)の管理職員については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(行政職(一)／医療職(三))

事務技術職	80.0
医療職員(病院看護師)	104.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務技術職	90.5
教育職員(大学教員)	92.3
医療職員(病院看護師)	97.4

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 80.0	
	参考	地域勘案 85.5 学歴勘案 80.3 地域・学歴勘案 85.9
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 22.0%】 (国からの財政支出額 5,738百万円、支出予算の総額 26,103百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 5.5%(常勤職員数 145名中 8名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 51.0%(常勤職員数 145名中 74名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 35.7%】 (支出総額 27,479百万円、給与・報酬等支給総額 9,821百万円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は22.0%であり、累積欠損金もないことなどから、給与水準については適切であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>	
講ずる措置	「対国家公務員」において、指数80.0と基準(100)を超えない範囲であり、今後とも引き続き給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 104.3	
	参考	地域勘案 103.4 学歴勘案 104.9 地域・学歴勘案 104.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、「医療職員(病院看護師)」については、行っていないため、国と比べて給与水準が高くなっている	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 22.0%】 (国からの財政支出額 5,738百万円、支出予算の総額 26,103百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 0.3%(常勤職員数 387名中 1名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 40.8%(常勤職員数 387名中 158名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 35.7%】 (支出総額 27,479百万円、給与・報酬等支給総額 9,821百万円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は22.0%であり、累積欠損金もないことなどから、給与水準については適切であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。</p>	
講ずる措置	「対国家公務員」において、指数104.3であり、主務大臣の検証結果においても概ね適正と判断されているため、今後とも引き続き給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.5

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,330,264	5,424,442	△94,178	(△1.7)	△260,645	(△4.7)
退職手当支給額 (B)	598,455	290,319	308,136	(106.1)	282,028	(89.1)
非常勤役員等給与 (C)	3,295,856	3,229,884	65,972	(2.0)	821,746	(33.2)
福利厚生費 (D)	1,192,397	1,138,776	53,621	(4.7)	193,280	(19.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,416,972	10,083,421	333,551	(3.3)	1,036,409	(11.0)

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」について、国家公務員の給与が引き下げられたことに伴い、本学においても特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して、国家公務員に準拠し、H24.8.1からH26.3.31まで引き下げを行ったことにより前年度比として人件費は約1.7%減額したが、「最広義人件費」については、退職手当支給額のうち定年分(429,565千円)があったため、約3.3%の増額となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項
特になし